第９部　処置

通則

１　処置の費用は、第１節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第１節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

２　処置に当たって、第２節に掲げる医療機器等、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第２節、第３節又は第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

３　第１節に掲げられていない処置であって簡単な処置の費用は、薬剤又は特定保険医療材料を使用したときに限り、第３節又は第４節の各区分の所定点数のみにより算定する。

４　第１節に掲げられていない処置であって特殊な処置の処置料は、同節に掲げられている処置のうちで最も近似する処置の各区分の所定点数により算定する。

５　入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の所定点数が150点以上のときの処置の費用は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注５のただし書に規定する保険医療機関にあっては、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

６　対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする。

第１節　処置料

区分

（一般処置）

Ｊ０００　創傷処置

１	100平方センチメートル未満	45点
２	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	55点
３	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	85点
４	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	155点
５	6,000平方センチメートル以上	270点

注１　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

２　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った創傷処置（熱傷に対するものを除く。）の費用は算定しない。

Ｊ００１　熱傷処置

１	100平方センチメートル未満	135点
２	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	147点
３	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	225点
４	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	420点
５	6,000平方センチメートル以上	1,250点

注１　初回の処置を行った日から起算して２月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置の例により算定する。

２　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

３　１については、第１度熱傷の場合は第１章基本診療料に含まれ、算定できない。

Ｊ００１－２　絆創膏固定術　500点

Ｊ００１－３　鎖骨又は肋骨骨折固定術　500点

Ｊ００１－４　重度褥瘡処置（１日につき）

１	100平方センチメートル未満	90点
２	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	98点
３	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	150点
４	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	280点
５	6,000平方センチメートル以上	500点

注１　重度の褥瘡処置を必要とする患者に対して、初回の処置を行った日から起算して２月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置の例により算定する。

２　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

Ｊ００１－５　長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　24点

注１　入院期間が１年を超える入院中の患者に対して褥瘡処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。

２　当該褥瘡処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－６　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　30点

注１　結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が１年を超えるものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。

イ　創傷処置（熱傷に対するものを除く。）

⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満

⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満

ロ　皮膚科軟膏処置

⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満

⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満

２　注１に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－７　爪甲除去（麻酔を要しないもの）　45点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－８　穿刺排膿後薬液注入　45点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－９　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置（１日につき）　45点

Ｊ００２　ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）

１	持続的吸引を行うもの	50点
２	その他のもの	25点

注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００３　局所陰圧閉鎖処置（１日につき）

１	100平方センチメートル未満	1,040点
２	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	1,060点
３	200平方センチメートル以上	1,100点

注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、それぞれ所定点数に加算する。